

事業者の皆さまへ！

『ひらどプレミアム商品券』の取扱店を募集します

新型コロナウイルスにより低迷した本市の商業活性化と景気対策を目的として、市内取扱店で使える飲食・宿泊専用券と共通券の2種類のプレミアム付商品券『ひらどプレミアム商品券』が発行されます。取扱店に登録するには申請書の提出が必要となります。

登録期間：6月22日(月)～7月20日(月)
利用期間：8月 1日(土)～1月31日(日)

1. 登録対象事業者について

- 登録申請の時点で、平戸市内に店舗または事業所を有し、営業をしている事業者。
但し、次に掲げるものを除く。
 - ・公序良俗に反するもの、その他実行委員会が不相当と認めるもの。

2. 対象業種について

- 登録の対象となる業種（産業分類参考）
農業、漁業、鉱業、建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、飲食・宿泊業、
教育・学習支援業、複合サービス業、サービス業
- 登録の対象とならない業種（産業分類参考）
電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業、不動産業、医療・福祉業
※登録の対象とならない業種であっても、小売業の対象となる物品の販売を行っている
事業所は取扱店の対象になる場合があります。

3. 登録手続について

- 登録にあたっては、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類とともに所属する商工会議所、商工会、観光協会、市役所商工物産課に提出して下さい。
- 商工会議所、商工会、観光協会の会員以外の方は市役所（商工物産課）で登録申請が必要となります。（事業を行っていることを確認できる書類を添付：営業許可証の写し・確定申告書の写し等）
- 商品券事業概要及び登録申請書は商工会議所、商工会、観光協会、市役所に備えております。
又、各団体及び平戸市のホームページよりダウンロードできます。
- 登録期間を過ぎても登録は受け付けますが、登録店一覧表に掲載されない場合があります。

4. 登録申請書の提出先

- 平戸商工会議所、平戸市商工会（本所・生月支所）、（一社）平戸観光協会
- 平戸市役所（商工物産課・各支所出張所（中部・南部・生月・館浦・田平・度島・大島））
※登録申請書はご持参いただくか、FAXでも提出できます。

5. お問い合わせ先

- ひらどプレミアム商品券事業実行委員会
平戸商工会議所（TEL：22-3131・FAX：22-3130）
平戸市商工会（TEL：57-0223・FAX：57-0083）
平戸観光協会（TEL：23-8600・FAX：23-8601）
平戸市役所 商工物産課（TEL：22-9141（直通）・FAX：23-3399）